○会　議　月　日　　令和８年９月９日（水曜日）

○会　議　場　所　　蓬田村議会議場

○出　席　委　員（８名）

委員長	吉田　勉　君		
副委員長	乳井厳公　君		
委員	坂本　豊　君	久慈省悟　君	
	川﨑憲二　君	柿﨑裕二　君	
	森　弘美　君	小鹿重一　君	

○欠　席　委　員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	八戸慎幸　君
教育長	久慈和寛　君
会計管理者	木村伸一　君
総務課長	高田一憲　君
税務課長	中川孝治　君
住民課長	髙田　徹　君
健康福祉課長	高谷久美子　君
教育課長	八木澤琴美　君
産業振興課長	藤本正人　君
建設課長	室谷君弘　君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	稲葉正明　君
議会事務局次長	蒔田千草　君

○会議に付した事件

１．議案第３４号　令和７年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件

２．議案第３５号　令和７年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

３．議案第３６号　令和７年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

４．議案第３７号　令和７年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

５．議案第３８号　令和７年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

６．議案第３９号　令和７年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定を求めるの件

○議事の経過概要

午前９時４３分　開会

○吉田委員長　おはようございます。

ただいまの出席委員は８名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第34号令和７年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、26ページまでの歳入全般について質疑を行います。質問ありませんか。小鹿委員。

○小鹿委員　ページ逸脱して全般についてというような形になりますけれども、税金にしろ、住宅の使用料にしろ、国保税にしろ、未済額があるわけですけれども、監査委員の指摘にもあったように、不納処理を安易にするのではなくて、時効の中断というものをやりながら回収に努力してくださいと、こういうことなのですけれども、これまでのことを見てみますと、あんまり時効の中断というようなことをやってこなかったような感じがしているわけですけれども、これから非常に大事なことだと考えますので、村長のこれからのその考え方というのをお聞きしたいなと思います。

○吉田委員長　村長。

○八戸村長　お答えいたします。

私も職員時代を通じまして、税務職員としても徴収のほう当たりまして、住民のやはり公平性等を考えると、滞納を安易に解消すべきではないと考えております。ただ、時効の件に関しまして、やはり監査委員からもお話があったとおり、慎重に不納欠損を行うことも必要でありますし、今までなかった時効の中断という手続も今後必要になってくるかとも思います。

いずれにしろ、収入が今後厳しくなると思われる中で、住民のやはり理解が得られるように、行政としても不納欠損、また債務を消すということを進めていくと考えておりますので、慎重にそこのほうは進めていきたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長　小鹿委員。

○小鹿委員　徴収率を見ますと、決して悪いわけではなくて、いい状況で徴収をしているわけですけれども、今村長の答弁にあったように、どうぞよろしく努力のほどお願いいたします。

以上です。

○吉田委員長　ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですので、次に歳出に入ります。

議会総務費で27ページから46ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですので、次に民生費、衛生費、労働費で46ページから60ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですので、次に農林水産業費、商工費で60ページから71ページまでの質疑を行います。乳井委員。

○乳井委員　61ページ、６款１項２目１節報酬のところですけれども、農業委員と農地利用最適化推進員というのは分かるのですけれども、この農地利用最適化活動委員というのは、どういう方がどういう活動をされているのか伺います。

○吉田委員長　暫時休憩いたします。

午前９時４８分　休憩

午前９時５２分　再開

○吉田委員長　それでは、休憩を取り消し、質疑に戻ります。

産業振興課長。

○藤本産業振興課長　農地利用最適化活動委員報酬は、農業委員及び推進委員に支払いをしているものでございます。なお、この報酬は農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、手当または報酬を農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し農地利用最適化交付金を財源に交付するものでございます。

以上です。

○吉田委員長　ほかに質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員　68ページ上段の森林環境基金利子積立金とありますけれども、これに関連してお聞きしたいと思います。

昨年は森林のナラ枯れについて質問をいたしました。今年は昨年よりもっと増えている感じが見受けられます。これを防ぐための対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田委員長　産業振興課長。

○藤本産業振興課長　現在、ナラ枯れについては県のほうから情報等はございませんので、県のほうに確認して対策等を検討していきたいと思います。

以上です。

○吉田委員長　よろしいですか。坂本委員。

○坂本委員　ナラ枯れは感染して死んだ木は伐採をしないといけないということになっているわけですが、また薪にしてナラ枯れを防止することも必要だというふうに思います。

そのため、薪を増やすため森林環境譲与税というのが433万円計上されているわけですが、これを活用しながら、国有地でなく民地のナラ枯れを助成して伐採を促進して、ナラ枯れを防止するほうに使えないのか、質問をいたします。

○吉田委員長　産業振興課長。

○藤本産業振興課長　森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村において、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材の促進や普及・啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てられることとされております。ナラ枯れに対しても事業を展開できるのか、県等に確認して、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○吉田委員長　坂本委員。

○坂本委員　感染して死んでしまった木をそのままにしておくと、またそこから昆虫が発生してどんどん増えていくことになるので、伐採をして処理していく方向で検討しないといけないわけです。そのためには人件費、いろいろな費用がかかるわけですね。

ですから、村としても、森林環境ですから、この環境税を大いに利用することで、切った木は薪で利用できる部分もあると思いますので、ぜひ県のほうにお伺いを立てながら進めていってほしいなと思いますので、いつ頃までにそれ、回答を得られるか、やれるのかどうかについても答弁をお願いします。

○吉田委員長　産業振興課長。

○藤本産業振興課長　来年度当初予算までには確認して、検討していきたいと思います。

以上です。

○吉田委員長　ほかに質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員　同じく68ページの、これは水産業のことで、ホタテの残渣対策協議会に委員おいて6,600円報酬、この残渣のことについてお聞きしたいと思います。

最近は、ホタテの残渣が海に戻されなくなったわけですよね。そのために、魚の餌が不足しているという話が聞こえてきました。野辺地のほうでしたけれども、タイが非常に増えてホタテを食い散らかしているというニュースもあったわけですが、つまり餌が足りないためにホタテが食害されているのかなというふうにもあります。

この残渣を海に戻すということが、私は前から必要だなと思っていたわけですが、海から捕れたものは海に返すというのは自然の流れではないかと思うわけですが、何か聞いた話では、この残渣を海に戻してもよいという何か話が出たということを聞いておりますので、その辺はどうなのか。もし知っておりましたら答弁をお願いします。

○吉田委員長　産業振興課長。

○藤本産業振興課長　現在の法律では、陸上に上げた残渣は、再度、海に持っていって海洋投棄することは認められておりませんので、一般廃棄物として処理することになります。

以上です。

○吉田委員長　坂本委員。

○坂本委員　今別の漁協の組合長とこの前お話しする機会がありましたが、そういう話を

していまして、戻してもいいというふうになっていたと。もしこれが、課長の答弁のとおり法律上できないということになれば、こちらのほうから国に対して、残渣は、海から上げたものは返すようなそういう法律を、ぜひ変えてほしいということを要望してはどうでしょうか。これは村長にお聞きしたいと思います。

○吉田委員長　村長。

○八戸村長　お答えいたします。

昨年の12月に、陸奥湾のホタテ養殖をやっている構成市町村で、水産庁のほうに陳情に行ってまいりました。その際に、ホタテの残渣を海洋に戻すことの提案も、ほかの市町の首長から提案がありましたが、県知事も話しておりましたけれども、しっかりと科学的にデータを取り、根拠に基づいて措置、次のその手を打ちたいという話をしておりました。

したがいまして、現在、よくなったとか、いいという話は聞いておりませんですし、その基となるエビデンス、要は根拠となるものがまだ示されておりませんので、私としては、多分まだうわさの段階で、それが海洋に戻してもいいという話が出ているのではないかと思います。

今後、しっかり県の機関もしくは国の機関で、そのホタテの残渣が、戻しても構わないという根拠たるものが出るのであれば、次の段階として残渣を海に返すということが認められるのではないかと思っております。

今後、私どもとしても、海がやせていると、以前と比べて海洋資源、少なくなっているという話も聞いておりますので、漁協とか県のほうとしっかり連携を取りながら、その方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長　坂本委員。

○坂本委員　村としても、科学的にプランクトンがどのくらい少なくなっているのかということも含めて、独自に専門機関に頼んで調査することができると思いますね。海藻を上げてそれを調べれば分かるわけですから。そういうのをぜひ村としてやっていただけないのか、再度質問をいたします。

○吉田委員長　村長。

○八戸村長　お答えいたします。

村独自としてやる予定は今のところありません。やはり村の面している海域に対して

村独自でやっても根拠的なものが偏ったものに出るというおそれもありますし、やはりそういうことは、県とかホタテ養殖業者、もしくは漁師、その関係機関、全体として行うことが数字的な根拠にもなると思われます。ですので、蓬田だけで動くということは今は考えてございません。

以上です。

○吉田委員長　ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですので、次に、土木費、消防費で71ページから78ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員　73ページに、除雪費の機械センターのことがありますので、これで関連してお聞きしたいのですが、機械センターの新規車庫の建設というのは、白紙になってから全然動きがないわけですが、村長としてはどのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

○吉田委員長　村長。

○八戸村長　お答えいたします。

機械センターの新規建設は今のところ白紙のままでございます。庁舎を建設しまして、その建設費に当たる財源としての起債の償還がありますし、旧庁舎にあります格納庫も活用できるということで、今、実際に使ってもおります。そこら辺、既存のそういう施設も有効活用を見据えながら今後の新たな建設等を検討してまいりたいと思いますので、拙速な機械センター建設の提案はする予定はございません。

以上です。

○吉田委員長　ほかに質問ありませんか。柿﨑委員。

○柿﨑委員　質問ではございませんけれども、今の坂本議員とかの質問のやり取りの中で、何ページまでというのは分かるのですが、何款何項何目の何節のあたりを言ってもらわないと、私どもはそこを探すのにすごく難儀していますので、その辺、委員長のほうから促していただけませんか。

○吉田委員長　はい、質問には、何款何項の項目をつけるようにお願いいたします。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですので、次に、教育費で78ページから91ページまでの質疑を行

います。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですので、次に、災害復旧費、公債費、予備費で91ページから92ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。小鹿委員。

○小鹿委員　91ページの11款１項１目の災害復旧工事費と、ここにあります。それから、次のページに行ってもあと２つ災害復旧工事費があるのですけれども、これ、改めて聞くような感じになるんだと思いますけれども、どこの場所でどういう内容の工事をしたのかお聞きしたいと思います。

○吉田委員長　建設課長。

○室谷建設課長　小鹿委員から質問あった件について、昨年の大雨により補正で予算を取った部分になるのですけれども、瀬辺地川流域ののり面の崩壊等ございましたので、まず11款１項１目の農地災害復旧費、こちらのほうがのり面補修と、圃場の中に土砂が堆積しましたので、そちらのほう５件分の工事費になります。

92ページのほうの災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、河川と道路、上げてございますけれども、河川のほうについても、河川のほうの護岸の吸い出し、のり面崩壊、そちらの復旧工事として５件、そして道路・橋梁災害復旧費のほうで、こちらも同じくのり面の補修、しゅんせつ等を行っております。こちらも３件、工事のほうを実施しております。

以上です。

○吉田委員長　ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。坂本委員。

○坂本委員　この決算については反対をいたします。2025年、昨年の３月５日、この予算案に反対しましたので、決算にも反対ということになります。

最近の物価高での食料品を中心に値上がりが続いているため、村は全世帯に対して給付金を支給し、生活を助ける政策を求めましたが、全世帯へのそういうことは実行されていません。

特に、年金だけが収入の家庭への援助は必要だと思います。税金や水道、住宅家賃の滞納は少しも改善がされておりません。これに対して行政がもっと援助をする対策を求

めます。

憲法25条では、国民は全て平等に生活できるようにというふうにうたわれているわけです。基幹産業に対する助成をもっと増やしていただきたいと考えております。予算のときにも求めましたが、後継者が残れるように、蓬田村でももっと機械の導入に対して半額の助成をしてもらいたいと。これを昨年の３月には、青森市では、機械は半額の助成もしているというふうに私言いましたが、基幹産業へも援助ができるはずであります。

村の助成は、１戸当たり50万円で総額が1,000万円という補助金があり大変助かってはおりますが、後継者も残る、そういう農業従業員の援助をもっと増やしていきたいということを考え、この予算案に反対討論を述べたわけですが、この予算案に当初、反対討論で述べたわけですが、これを理由に反対をいたします。

以上です。

○吉田委員長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第34号令和７年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成６人）

○吉田委員長　賛成多数です。よって、議案第34号令和７年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号令和７年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。（「休憩を」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前１０時１２分　休憩

午前１０時１３分　再開

○吉田委員長　それでは、休憩を取り消し、質疑に移ります。

議案第35号について質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第35号令和７年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成７人）

○吉田委員長　賛成全員です。よって、議案第35号令和７年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号令和７年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第36号令和７年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成６人）

○吉田委員長　賛成多数です。よって、議案第36号令和７年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号令和７年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第37号令和７年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成６人）

○吉田委員長　賛成多数です。よって、議案第37号令和７年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号令和７年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第38号令和７年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成６人）

○吉田委員長　賛成多数です。よって、議案第38号令和７年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号令和７年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員　水道料金の未済額があるわけですが、一般に、水道料金を支払いしていないと水道を止めるとか、電気の場合だと止められてしまうのが主ですけれども、水道を止めてしまうと命に関わるということで、幾ら滞納があっても止めることはできないというふうに聞いたことがありますが、村としてもそういうことはしていないと思うわけで

すが、この水道料金の滞納が結構あるのでびっくりしているのですが、これについては、村長はどのようにしていくつもりなのかお伺いしたいと思います。

○吉田委員長　村長。

○八戸村長　すみません、休憩を。

○吉田委員長　暫時休憩いたします。

午前１０時２０分　休憩

午前１０時２１分　再開

○吉田委員長　それでは、休憩を取り消し、質疑に移ります。

村長。

○八戸村長　お答えいたします。

現在、水道料金の滞納者に対して水道を停止するという措置は行ってございません。やはり、今坂本委員のおっしゃったとおり、住民の生命を守るということで、水道の停止に関しては慎重に行ってまいりたいと思います。

一方で、料金を滞納して支払わない人がいるということに関しては、やはり先ほどの税のお話等と同様、村民の公平性に関して看過できないと私も思っておりますので、しっかり滞納処理に向けた督促を出すなり呼出し等の面談をすると、そういう手だてを行って、払わない人が得をするような、そういうことは避けたいと思っておりますので、そこら辺は厳しくやっていきたいと思っております。

以上です。

○吉田委員長　よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長　ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第39号令和７年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成７人）

○吉田委員長　賛成全員です。よって、議案第39号令和７年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算については、認定すべきと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前１０時２３分　閉会

上記会議の経過は、事務局長稲葉正明が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

決算特別委員長